

令和4年2月10日

市内公共施設における新型コロナウイルス感染に伴う臨時休館について

市内の公共施設において、職員1名が新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる事案が確認されました。

つきましては、健康・安全を第一に考え感染拡大防止の観点から、当該施設について、下記のとおり臨時休館の措置といたしました。

この措置は、本日現在のものであり、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化していることから、今後、措置の変更をする場合があります。

記

1 臨時休館対象施設名および期間

米川公民館

令和4年2月10日（木）から令和4年2月12日（土）まで

※なお、状況によっては期間を延長する場合があります。

2 その他

今後、休館期間に消毒作業等を実施いたします。

〔問い合わせ〕

教育委員会教育部

生涯学習課長 山形 敦

TEL：0220-34-2698（直通）